

石垣市低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナの影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する**低所得の子育て世帯**に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うための特別給付金です。 **給付額 児童1人当たり一律5万円**

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ③ 新型コロナの影響を受けて家計が急変し、対象となる児童を養育している世帯（収入額等の要件あり）

◆この給付金の対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童です。
（障がい児の場合は20歳未満）

【手続き及び支給日】

申請受付時期や申請方法等については、**詳細が決まり次第、市ホームページ等にてお知らせいたします。**

①、②については、申請が不要の方と必要な方に分かれます。

申請不要の方について、①の方へは令和4年6月末頃、②の方へは令和4年7月末頃に支給予定。申請が必要な方への支給は、受理後随時支給いたします。

③については、申請が必要となります。支給は、申請受理後、随時支給いたします。

※申請不要の方へは、給付金の案内文書送付によりお知らせいたします。

（①の対象者へは6月中旬頃、②の対象者へは7月上旬頃発送予定）

市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

新型コロナ感染症の影響が長期化する中、令和4年度に新たに住民税均等割非課税世帯となった方（住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は除く）に臨時特別給付金を支給します。

対象の世帯には、確認書を7月中旬ごろ送付します。支給を受けるには確認書の返送が必要ですので、内容を確認し、石垣市までご返送ください。

※既に令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金もしくは家計急変世帯給付金を受給された世帯は対象外です。

また、令和4年1月以降に新型コロナ感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった世帯（家計急変世帯）の申請も受付けています。家計急変世帯については申請が必要ですので、下記にてお申込みください。

【申請期限】

- ・ 令和4年度住民税均等割非課税世帯 確認書：発行日から3ヶ月
申請書：令和4年11月30日（水）
- ・ 家計急変世帯：令和4年9月30日（金）
※家計急変世帯の申請に係る様式等は、福祉総務課窓口、またはホームページよりダウンロードしてください。

なお、**令和3年度住民税均等割非課税世帯の方で、申請がまだお済みでない方、または確認書が届いていない方は、ご連絡ください。**

【問合せ】市役所福祉総務課（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口）

☎ 0980-83-1683 受付時間 平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く）